

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 29. 12. 1 第 195 回国会第 3 号

12 月 1 日（金）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 旅館業法の一部を改正する法律案（内閣提出第 7 号）

- ・加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、大沼厚生労働大臣政務官、築国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、希望、公明、無会、共産、維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

繁本護君（自民）

- ・住宅宿泊事業に係る地方自治体独自の規制と国が策定するガイドラインとの整合性が取れない場合、国はどのように対応するのか。
- ・無許可営業を取り締まる保健所の体制を強化するため、地方自治体への財政支援が必要と考えるが、政府の取組方針を伺いたい。

山田美樹君（自民）

- ・立入検査は無許可営業者に行うこととなるが、家主不在型の場合はどのような形態が想定されているのか、国において立入検査の類型等を示すことを考えているのか。
- ・無許可営業者に対する立入検査にも公務員の定員という限界があることから、駐車監視員のように民間への業務委託を検討すべきではないか。

伊佐進一君（公明）

- ・改正後の旅館業法と住宅宿泊事業法との関係やそれぞれの位置付けをどのように考えているのか。
- ・住宅宿泊事業に係る独自の規制を行おうとする地方自治体が混乱しないよう、同事業に係る国のガイドラインを早期に策定すべきではないか。
- ・マンションの住民の間で住宅宿泊事業に係る協議等が間に合わず、管理規約で禁止されていない等として住宅宿泊サービスが開始されてしまう懸念があるのではないか。

尾辻かな子君（立憲）

- ・同性同士のダブルベッド使用に対して宿泊を拒否しているホテルの実態を把握するとともに、旅館業法に違反する旨の通知を発出すべきではないか。

- ・車椅子が利用できるホテル・旅館の客室数を把握し、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた対策を講ずる必要があるが、現在の検討状況を伺いたい。

初鹿明博君（立憲）

- ・平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて放課後等デイサービスの基本報酬の時間単価化が検討されているが、サービスの質の低下を招くことから問題ではないか。
- ・来年3月から住宅宿泊事業の届出を受理することとなるが、住宅宿泊事業法施行まで無許可営業を行わないよう指導を強化すべきではないか。
- ・マンションで住宅宿泊事業が開始された後に同マンションの管理規約が改正され住宅宿泊事業が禁止された場合はどうなるのか確認したい。

岡本充功君（希望）

- ・旅館等と同じサービスを提供する住宅宿泊事業を旅館業法の対象とせず、適用除外とした理由について伺いたい。
- ・住宅宿泊事業の年間提供日数の上限である180日を旅館業等と異なる理由とするならば、今後も日数はこれ以上増やさないと理解でよいか。
- ・住宅宿泊事業においてレジオネラ等の感染症が発生した場合の立入検査に係る根拠規定を伺いたい。

山井和則君（希望）

- ・住宅宿泊事業を提供する施設のバリアフリー化を推進し、障害者等が利用しやすくしていくべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・障害福祉サービス等の報酬改定に向けて検討されている食事提供体制加算の廃止については多くの反対意見を踏

まえて断念すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

- ・障害福祉サービス施設に係る食事提供体制加算を廃止するとどれだけの人に影響が及び、国の負担額はいくら削減されるのか。

高橋千鶴子君（共産）

- ・マンションの管理規約等で住宅宿泊事業を禁止する意思がないことを証明することは難しく、事業開始後にトラブルが発生する懸念があるのではないか。
- ・地域の実情を考慮する観点から住宅宿泊事業に係る地方自治体独自の規制を行う条例は尊重されるべきではないか。
- ・昨年の旅館業法違反のおそれのある営業者への指導状況では53%が未だ調査中にとどまっているにもかかわらず、

住宅宿泊事業法施行後に無許可営業をどう取り締まるのか。

足立康史君（維新）

- ・住宅宿泊事業を制度化した政府の意図について伺いたい。
- ・住宅宿泊事業の法制化は、インバウンドの増大に伴う緊急避難的措置なのか、又は将来の業態として発展させていくつもりなのか、政府の将来展望を伺いたい。
- ・旅館・ホテル業と住宅宿泊事業の公平な競争を担保する環境が必要と考えるが、住宅宿泊事業を宿泊税の課税対象とすることを検討しているのは京都市のみか確認したい。

2 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

- ・高鳥委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・衆議院規則第48条の2の規定により内閣の意見を聴取したところ、加藤厚生労働大臣から「異議はない」旨の発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
(賛成—自民、立憲、希望、公明、無会、共産、維新)